



# 住宅のリフォームをされる方に その費用の一部を補助します。

## 【目的】

地域経済の活性化と町内産業の雇用促進を図り、快適な住環境づくりのための定住促進をめざすために、町民のみなさんが自ら居住する住宅のリフォーム工事に対して補助します。

## 【補助の条件】

- ① 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている者
  - ② 町内に建築している住宅
  - ③ 持ち家で自己が居住している住宅
  - ④ 工事経費が 20 万円以上の工事
  - ⑤ 工事予定の施工者は町内業者であること
- ※①～⑤のすべてに該当しないとけません ※新築は該当しません  
※住宅のリフォーム工事への費用補助は1回限りです

## 対象となる工事

- ① 住宅などの増改築、修繕又は補修、バリアフリー等の工事
- ② 内壁の張替や塗替などの模様替え工事
- ③ 住宅の耐久性を確保するための改修工事
- ④ 水洗化に伴うトイレの内装、設備改善工事
- ⑤ 住宅の屋根、外壁などの塗装だけの工事

※これから、リフォームを計画する者で平成 26 年 3 月末で完成する者です。  
※詳しくは、左ページをご覧ください。

## 対象とならない工事

- ① 住宅設備備品だけの経費（家具や家電製品の購入費）
- ② 住宅に付随する自動車車庫の設置、修繕補修工事
- ③ 既製テラス設置のみの工事
- ④ 門扉や塀などの外構工事
- ⑤ ソーラーシステム工事

## ●補助金の額

- ①一般 対象工事費 10%（千円未満切り捨て）最高 15 万円を補助
- ②特別 対象工事費 20%（千円未満切り捨て）最高 30 万円を補助

### ※特別の要件

- ・居住している世帯の中に 18 歳未満の子がいること。
  - ・居住している世帯の中に 65 歳以上がいること。
  - ・居住している世帯の中に障害者等がいること。
- ※年齢の基準日は平成 25 年 4 月 1 日です。



## ●募集期間 平成 25 年 5 月 20 日（月）～7 月 1 日（月）

- 申請書等は、本庁企画課、支所地域振興課に準備してあります。
- 申請者多数の場合は、募集期間前に締め切る場合がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 企画課 企画調整チーム TEL 0994 - 22 - 3032